

記

一 解雇理由

前記鈴木藤太郎ハ「フークス」ヲ回漕スルニ當リ店ノ許可ヲ得スニテ船内探賤ニ消費スルノミナラズ家事用ノ目的ヲ以テ陸揚中ヲ發見セラレクニ言罷フ。此等ハ正テ阿波家回漕店ノ信用ニ重大ナル關係アリトシ解雇ヲ言渡シタルモノナリ

二 被解雇者ノ態度及經過

右解雇言渡ニ對シ鈴木ハ承認シタルカ解雇手當ノ件ニソキ加盟組合ニ交渉方依頼セリ

一方事業主側ニ於テ本件ニ端ヲ發シ爭議ノ發生ヲ憂慮シ之カ對策ヲ自己ノ加盟セル東京回漕業組合（事業主團體）ニ委任セリ

三 結果

回漕業組合幹事長馬場伊之助ハ三月十九日日本運輸労働組

合常任副嘉雄ト阿波家回漕店ニ於テ會見交渉ノ結果左記條件ニテ解決セリ

解決條件

- 一 解雇手當トシテ金七十圓ヲ支給ス
 - 二 業組合ハ三月中ニ明渡スコト
- 右及申（通）報候也